# [事案 24-121] 告知義務違反解除取消請求

· 平成 25 年 9 月 26 日 和解成立

## <事案の概要>

告知義務違反により解除された契約について、告知時点で医師から診断を受けたものではないので、契約の解除を無効として、契約が有効に存続していることの確認等を求めて申立てのあったもの。

#### <申立人の主張>

平成23年3月に契約転換した利率変動型積立保険の生活習慣病特約について、C型肝炎による5年以内の受診歴を告知しなかったとして、告知義務違反により契約が解除された。 しかし、以下の理由により、告知義務違反はないので契約の解除を取り消してほしい。

- (1)保険会社の主張する平成 18 年 12 月の医師からの「C型肝炎の治療方針を決めたい」と の電話連絡は、別の疾病での血液検査の結果連絡を受けた際に指摘されたものであって、 C型肝炎の診察を受けたものではない。
- (2) 募集人および支社担当者に、10 年程前にC型肝炎に罹患しており契約引受不可となった 事実を告げたところ、担当者らは一旦持ち帰り、追って、告知書の記載の変更は不要と の回答を受けたため、C型肝炎の罹患歴については告知書に記載しなかった。

### <保険会社の主張>

以下のとおり、申立人には告知義務違反があるので、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 平成 18 年にC型肝炎が確認された事実、医師から「治療方針を決めたい」と連絡を受けていた事実は告知されておらず、また、10 年程前のC型肝炎の罹患歴を記憶している申立人が、4 年 3 か月前の診断歴を記憶していないとは考えられず、故意または重大な過失があるので、告知義務に違反する。
- (2)告知書は「5年以内の診察・検査・治療・投薬」の有無を尋ねており、担当者らが10年 程前のC型肝炎の罹患歴について告知不要と回答したことは不告知教唆にあたらない。

### <裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行ったところ、本契約の告知の状況等を踏まえ、保険会社より和解案の提示があり、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。